



在南アフリカ共和国日本国大使館 Embassy of Japan in South Africa

南アフリカ、レソト、エスワティニにお住まいの皆様及び旅行者の皆様へ

【タイトル】日本に帰国／入国される皆様へ（検査証明書の提出について）

【ポイント】

●3月19日以降、変異株による感染が海外において拡大していることを踏まえ、政府として水際対策を一層強化することになり、日本への全ての入国者（日本人を含む）は、出発前72時間以内の検査証明書を提出する必要があります。また、フォーマット等も変更となります。

【本文】

日本政府は、変異株による感染が海外において拡大していることを踏まえ、3月19日以降、水際対策を一層強化することとしました。

- 1 全ての入国者は出国前72時間以内の検査証明書を提出しなければならず、提出できない方は検疫法に基づき日本への上陸が許可されません。また、出発国において航空機への搭乗を拒否されることとなります。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

- 2 変更された検査証明書フォーマットは以下リンクをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html

注：現在、南ア国内では、海外渡航のために医療機関で検査証明（PCR陰性証明）を発行することではなく、検査機関での発行となりますが、医療機関・医師名、印影については、必ずしも各国で取得できない事情があることから、検疫官の判断により、有効な証明とみなすことがあります（南アの場合は、検査機関での証明も有効です）。

- 3 日本における緊急事態宣言の発令に伴い、3月5日に水際対策強化にかかる新たな措置が更新されておりますので、併せてご確認ください。

- (1) 入国時には、空港の制限エリア内において、ビデオ通話及び位置確認アプリのスマートフォンへのインストール並びに誓約書に記載された連絡先の確認を実施しますので、スマートフォンを用意してください。
- (2) 南アを含む変異株流行国からの入国については、入国後3日間検疫所長の指定する宿泊施設で待機した後、PCR検査を実施します。
- (3) 今後、日本に到着する航空機の搭乗者数を抑制し、入国者数を管理します。

・水際対策強化にかかる新たな措置（9）

(<https://www.mhlw.go.jp/content/000749637.pdf>)

・新型コロナウイルス変異株流行国・地域への新たな指定について

(<https://www.mhlw.go.jp/content/000751767.pdf>)

（感染症情報）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/index.html

○日本国国立感染症研究所（コロナウイルスに関して）

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc/2482-2020-01-10-06-50-40/9303-coronavirus.html>

○外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

参考：新型コロナウイルス感染症対策本部（第17回）資料

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryuu/sidai_r020305.pdf



在南アフリカ共和国日本国大使館 Embassy of Japan in South Africa

参考：査証の制限についてのご案内（外務省 HP）

https://www.mofa.go.jp/mofaj/page1_000848.html

参考：日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

参考：外務省海外安全 HP

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

参考：当館 HP 新型コロナウイルス関連情報

https://www.za.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※南ア政府が所管する情報は予告なく変更されたりする場合がありますので、南ア政府の公式なホームページ等より最新の情報入手に努めてください。

【問い合わせ先】 在南アフリカ日本国大使館

HP : http://www.za.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

住 所 : 259 Baines St、Cnr Frans Oerder St、Groenkloof、Pretoria

電 話 : +27 12 452 1500 領事・警備

メール : consul@pr.mofa.go.jp
